

生活習慣病重症化予防 対策事業を行っています

町では、平成 29 年度から埼玉県及び埼玉県国民健康保険団体連合会と共同で生活習慣病予防対策事業を実施しています。生活習慣病のひとつである糖尿病は、重症化すると合併症を引き起こす恐れがあり、その中でも糖尿病性腎症は、進行すると人工透析が必要となり、週 3 日、1 日 4～5 時間程度の治療が生涯続くこととなります。そこで、糖尿病の重症化を予防するため、国民健康保険に加入をしている方で特定健診のデータや医療機関受診状況を分析した結果、重症化のリスクが高い方に下記のご案内を通知しています。

保健指導のご案内

適切な食事の摂り方や適度な運動の実践など、生活習慣の改善に取り組むための「生活習慣改善支援プログラムのご案内」を郵送します。

対象者

糖尿病性腎症の重症化リスクが高い方

受診勧奨のご案内

「受診勧奨通知」の郵送、または委託業者から電話連絡を行います。

対象者

- ① 糖尿病の治療が必要な方
- ② 糖尿病の治療を中断された方

重症化を予防するためには、病気の早期発見と継続的な治療、生活習慣の改善が重要です。案内通知が届いたら、積極的な受診、保健指導への参加をお願いします！

問 町民課 ☎65-0812



けんこう大使ドームくん

ときがわ町の 国民健康保険に加入中の 皆様へ

70 歳から 74 歳までの方は 『高齢受給者証』を更新します

『国民健康保険高齢受給者証』の有効期限は 7 月 31 日です。新しい『高齢受給者証』を 7 月下旬に郵送します。8 月 1 日以降、医療機関を受診するときは、被保険証と一緒に新しい『高齢受給者証』を提示してください。なお、現在お持ちの高齢受給者証は 8 月以降に、各自で厳重に処分してください。

『限度額適用認定証』 『限度額適用・標準負担額減額認定証』の 更新及び新規交付申請について

この認定証は、医療機関で支払う医療費が高額になる場合、事前に交付を受け、医療機関へ提示することで窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。認定証の有効期限は 7 月 31 日のため、8 月 1 日以降、引き続き認定を受けたい方、または新たに認定を受けたい方は、7 月 16 日(火)以降に「被保険者証」と「印鑑」をお持ちいただき町民課までお越しください。申請手続きできる方は、原則同一世帯の方です。なお、国民健康保険税を滞納している場合は、認定証の交付が受けられません。

70 歳以上の方は、下記に該当する方のみ対象となります。

- ・住民税非課税世帯の方
- ・高齢受給者証に記載されている自己負担割合が 3 割の方

問 町民課 ☎65-0812

令和元年度 国民健康保険税の納税通知書を送付します

国民健康保険税は、今年度に予測される医療費の総額から、国などからの補助金と皆さんが医療機関などで支払う一部負担金を差し引いた額を、国保加入世帯の人数、所得に応じて負担していただく町税です。今年度の納税通知書を 7 月上旬に郵送しますが、7 月 18 日を過ぎても届かない方はお問い合わせください。

年金特徴

国保の世帯主及び被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯の保険税納付は、原則として世帯主の年金からの特別徴収（天引き）となります。以下の条件に全て当てはまる方は、年金からの特別徴収が実施されます。

- ・世帯主が国保加入者である場合
- ・世帯内の国保加入者全員が 65 歳以上である場合
- ・年金額が年間 18 万円以上の場合
- ・国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の 2 分の 1 を超えない場合

※年金額とは、世帯主の特別徴収の対象となる年金の年金支払額です。

納期について

令和元年度分（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）の保険税（普通徴収）を 7 月から 2 月までの 8 回の納期に分けて納付していただきます。

口座振替の納税通知書が届いたら

納付書表紙の右側に記載されている口座は、世帯（世帯主）の申請に基づき振替口座として登録されているものです。振替口座の変更や現金納付をご希望の方は、税務課（国保税担当）までご連絡ください。

問 税務課 ☎65-0811



令和元年度の 国民健康保険税の税率

	項目	税率
医療分	所得割	7.1%
	均等割	32,000 円
	課税限度額	61 万円
後期高齢者 支援金分	所得割	1.4%
	均等割	11,000 円
	課税限度額	19 万円
介護分	所得割	1.3%
	均等割	12,000 円
	課税限度額	16 万円

※所得割は、前年（平成 30 年中）の所得により算定されます。
※介護分は、介護保険の第 2 号被保険者である 40 歳以上 65 歳未満の方に課税されます。

均等割額の軽減制度

平成 30 年 1 月から 12 月の 1 年間の総所得金額等が一定額を超えない世帯の場合、均等割額を 7 割、5 割または 2 割軽減します。対象となる世帯は、所得金額により判定します。**必ず、世帯全員の住民税の申告をしてください（確定申告をした方は必要ありません）。**軽減の割合は下記のとおりです。

総所得金額 (一世帯の所得合計金額)	均等割
33万円以下	7 割軽減
33万円+ (被保険者数×28.0万円) 以下	5 割軽減
33万円+ (被保険者数×51.0万円) 以下	2 割軽減